

西脇市学校給食用物資納入に係る確認書

注文者 西脇市（以下「甲」という。）と、納入者_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により学校給食用物資（以下「物資」という。）の納入に係る基本的な原則、手続、事務処理等について以下のとおり確認し、これを遵守するものとする。

- 1 取扱品目 西脇市学校給食用物資納入業者登録申請書のとおり
- 2 有効期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
- 3 納入場所 西脇市立学校給食センター（西脇市上戸田55-3）

（総 則）

第1条 乙は、学校給食の重要性にかんがみ、物資の供給に当たっては衛生かつ新鮮、良質なものを吟味し、甲に納入するものとする。

（見積書の提出）

第2条 甲は、毎月、乙の取扱品目について、必要となる物資を決定し当該物資の納入月の前月の11日までに、その品名、規格、予定数量、見積書提出期限等を記載した学校給食用物資見積書（以下「見積書」という。）により、見積書の提出を乙に依頼するものとする。

2 甲は、1年間を通して必要となる物資について、前項の規定に順じ年間単価の見積りを乙に依頼するものとする。

3 乙は前2項により見積りの依頼を受けたときは、当該物資について単価、産地・メーカーなどを記入した見積書を作成し、見積書提出期限までに甲に提出しなければならない。

（見積書の有効期間）

第3条 見積書の有効期限は、前条第1号の見積りについては翌月の月末までとし、前条第2号は当該年度末までとする。

（見本品の提供）

第4条 乙は、見積書の提出と併せて当該物資の見本品を甲に提供するものとする。

2 前項の見本品の提供に関する費用は、乙の負担とする。

（物資の発注）

第5条 甲は、第2条第3項の見積書、及び前条第1項により提出された見本品をもって、物資調達委員会に諮り納入物資を決定したときは、品名、予定数量、納期等を記載した発注書（別記様式）により、乙に物資を発注するものとする。

（物資の納入）

第6条 乙は、発注を受けたときは、甲の指定する期日、時間までに納入場所へ当該物資を納入するものとする。

（物資の検査）

第7条 乙は、物資を納入するときは、納品書を甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、前項により乙から物資の納入を受け、納品書を受領したときは、乙の立会いを求めて検査を行うものとする。

3 乙は、検査の結果、納入した物資が不合格となったときは、甲の指示に従い、当該

物資について、数量の追加、不良品の取替え、代品の補充等を速やかに行い、甲の再検査を受けなければならない

4 乙は、検査に立会わなかったときは、甲が行う検査の結果について、異議を申し立てることができない。

(物資の引渡し)

第8条 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該物資を甲に引き渡すものとする。

(代金の支払)

第9条 乙は、前条により物資の納入が完了した後、1月分を単位として代金の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により代金の支払い請求があったときは、請求書を受領した日から30日以内にその代金を支払わなければならない。

(納入期限の延期)

第10条 乙は、天災地変その他避けることができない非常災害等の理由により、納入期限内に物資を納入することが困難になったときは遅滞なくその事由を申し出て、甲の承認を得なければならない。

(危険の負担)

第11条 乙の責めに帰すべき事由により物資の納入(前条により甲の承認を得たものを除く。)、又は物資を原因として生じた甲の損害については、すべて乙の負担とする。

(権利義務の譲渡禁止)

第12条 乙は、この確認書によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継することはできない。

(確認事項の変更等)

第13条 甲又は乙は、必要が生じたときは、1月以上の期間を置いた後甲乙協議して確認事項を変更し、又は中止することができる。

(確認書外の事項)

第14条 この確認書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この確認内容を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 西脇市下戸田128番地の1

西脇市

西脇市長

⑩

乙

⑩

